

森林整備工事入札参加資格審査実施要領

(目的)

第1 この要領は、平成20年1月29日付け福井県告示第50号森林整備工事の請負契約等に係る競争入札の参加資格（以下「告示」という。）の6に定める森林整備工事の競争入札に参加を希望する法人の資格審査に関する事務処理に必要な事項を定める。

(申請書の受付場所)

第2 森林整備工事入札参加資格審査要綱（平成14年1月25日付け森第70号農林水産部長通達）（以下「要綱」という。）の第2の2に基づく申請書等は、必要とされる書類が具備されている場合は主たる営業所の所在地を管轄する農林総合事務所長または嶺南振興局長（以下「所長」という。）を経由し、農林水産部長へ提出するものとする。

(資格の審査)

第3 法人から提出された申請書は、その内容について審査を行い、その結果入札参加資格を有することとなる法人については、福井県森林整備工事入札参加資格者名簿（様式1）に登載し、その旨を森林整備工事入札参加資格確認通知書（様式2）により申請者に通知する。

(必要な資格要件)

第4 入札参加資格を有する法人は、次の全ての要件を満たしている法人とする。

1 法人登記事項証明書による審査

- (1) 告示の2に規定する法人であること。
- (2) 資本金（出資金）50万円以上（契約保証金程度の金額）を有している法人であること。
これにより、契約の履行について事業主として財政上の責任を負うことができる法人であることを確認する。

2 納税証明書による審査

- 県税としての法人県民税、事業税等の滞納がない法人であること。
これにより、契約の履行について事業主として財政上および法律上の責任を負うことができる法人であることを確認する。

3 申請書による審査

(1) 経営状況および経営内容

申請書の経営状況および経営内容欄への記載内容により、法人の経営状況判断の資料とする。これは、前2項の法人であることを確認するものであり、その内容により入札参加資格の有無を判断するものではない。

(2) 森林整備業務の実績

森林整備業務の実績は、申請日を基準にして直近2箇年の実績とし、施工実績により森林整備工事の施工能力を判断する。

(3) 従業員等の内訳

① 業務管理者の実務経験

森林整備工事等（公共建設工事を含む）の現場管理に係る実務経験を、様式第2号の付表「経歴書」欄で確認する。

② 専門技術者の資格要件

要綱別表1の2の資格要件欄に掲げる資格を有する者の資格については、資格認定証書の写し等により確認する。

また、経験年数は、様式第2号の付表「経歴書」欄で確認する。

③ 技術作業員数

現場での作業に携わる技術作業員を4名以上有することについては、様式第2号の3の技術作業員の欄で確認する。

(4) 社会保険等への加入状況

加入が義務付けられている労災保険、雇用保険、健康保険等および年金制度に加入していること。

なお、任意適用となっている小規模等の法人にあつては判断の対象としない。

① 労働者災害補償保険（労災保険）

労災保険は、労働者の負傷・疾病等の補償を行うため、官公署等以外の労働者を使用するすべての事業に適用（労災保険法第3条）されているため、加入の状況により判断する。

② 雇用保険

雇用保険は、労働者の生活安定を図るために労働者を雇用する事業所すべてに適用されている（雇用保険法第5条）ため、その加入の状況により判断する。

なお、65歳以上の雇用者、日雇労働者及び4ヶ月以内の季節的雇用者は適用除外（法第6条）となっている。

③ 健康保険・国民健康保険

被保険者の生活安定のため、業務外の疾病・負傷等に対して保険給付を行う社会保険制度には健康保険と国民健康保険がある。

林業を行う法人は健康保険の強制適用事業所となっているため、健康保険および国民健康保険のそれぞれの加入者の合計で判断する。

④ 年金制度

年金制度には、厚生年金、国民年金があるが、これらの制度への加入者の合計の状況で判断する。

ア、厚生年金は、労働者の老後、傷害等の保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活と福祉の向上を図るための制度であり、政府が管掌する厚生年金保険には、林業を営む法人の事業所が強制適用事業所（知事の許可を得れば任意適用事業所となる）となっている。

イ、国民年金は、全国民を対象とする基礎的年金制度に改正されているが、従来の国民年金適用者（自営業者等）としての第1号被保険者の加入をいう。

⑤ 退職金制度

建設業退職金共済制度（建退共）や林業退職金共済制度（林退共）等があり、これらの加入状況により判断する。

(5) 労働衛生管理体制

従業員数や作業の内容等により法令等で選任が義務付けされている法人にあっては、次の資格者がいる法人であること。

○ 総括安全衛生管理者、安全管理者および衛生管理者の選任

- ・ 総括安全衛生管理者…常時100人以上の労働者を使用する事業場において、その事業の実施を統括管理する者から選任する。(労働安全衛生法第10条、同法施行令第2条)
- ・ 安全管理者…常時50人以上の労働者を使用する事業場において、一定の資格を有する者から選任する。(労働安全衛生法第11条、同法施行令第3条)
- ・ 衛生管理者…常時50人以上の労働者を使用する事業場において、一定の資格を有する者から選任する。(労働安全衛生法第12条、同法施行令第4条)

○ 安全衛生推進者の選任

小規模事業場における安全衛生水準の向上を図るため、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場において一定の能力を有する者（講習修了者）から選任する。(労働安全衛生法第12条の2、同法規則第12の2)

○ 各種作業主任者の選任

作業主任者の配置が義務付けられている作業にあっては、作業場単位毎に必要な資格を有している者から選任する。(労働安全衛生法第14条、同法施行令第6条)

○ 技術作業員の選任

森林整備工事の作業にあっては、作業種ごとに必要な次の資格および技術を有する者から選任する。

主な選任対象の業務	必要な資格等
チェーンソーによる伐木等	伐木等業務講習修了者
刈払機による下刈、徐伐等	刈払機取扱作業安全衛生教育講習修了者
機械集材装置による集材	林業架線作業主任者免許保持者
高さ2m以上の地山の掘削	地山の掘削作業主任者技能講習修了者
高さ2m以上のはい付け	はい作業主任者技能講習修了者
小型移動式クレーンの運転	小型移動式クレーン運転技能講習修了者
吊り上げ荷重1t以上のクレーンの玉掛け	玉掛技能講習修了者

※ 必要な資格等は、林業・木材製造業労働災害防止協会福井県支部等が行う講習会等により取得可能。

(6) 労働基準監督署等から受けた安全衛生に関する重要な指導等

競争入札等に参加する業者を選定する際に法人の安全衛生管理体制の状況を確認するためのものであり、入札参加資格の有無を判断するものではない。

(7) 労働災害の発生状況

労働災害の発生状況の有無を確認する。

(8) 林業機械保有台数

発注する業務の設計上必要としている林業機械の種類を保有している法人であること。

なお、機械の種類毎の台数は問わない。

(参加資格の停止等)

第5 次の事項に該当する場合には、福井県森林整備工事契約に係る指名停止等の措置要領(以下「指名停止要領」という。)の規定により、入札参加資格の停止または取り消しを行うものとする。

- (1) 森林整備工事等に関して指名停止要領の第1条に規定する措置要件の一に該当することとなったとき。
- (2) 森林整備工事入札参加資格者名簿に登載された法人に対して、指名停止要領に基づく入札参加資格停止または取り消しの措置が行なわれたとき。

附則

この要領は、平成14年2月20日から施行する。

この要領は、平成18年4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年2月20日から施行する。

この要領は、平成21年8月20日から施行する。

この要領は、平成22年4月 1日から施行する。